

平成26年6月27日

株 主 各 位

東京都品川区大崎1丁目11番3号

前田道路株式会社

代表取締役社長 磯 昭 男

第89期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第89期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第89期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
(期末配当金は、1株につき30円)

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりでございます。

(下線 〃 は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 (<u>社外取締役の責任限定契約</u>)
	<u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、 会社法第423条第1項の規定に定める 損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法 令が規定する額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第29条 〃 [条文省略]	第30条 〃 [現行どおり]
第36条 (新 設)	第37条 (<u>社外監査役の責任限定契約</u>)
	<u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、 会社法第423条第1項の規定に定める 損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法 令が規定する額とする。</u>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第37条 〃 [条文省略]	第39条 〃 [現行どおり]
第38条	第40条

第 3 号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に岡部正嗣、磯 昭男、鈴木完二、内山 仁、西川博隆、今枝良三、藤原幸夫、勝又和成、尾形和衛、武川秀也、緑川英二の11名が再任され、新たに横溝高至が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、本總會終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役および役付取締役が選定され就任いたしました。

代表取締役 会 長	岡 部 正 嗣
代表取締役 社 長	磯 昭 男
代表取締役 副 社 長	鈴 木 完 二
代表取締役	内 山 仁

また、執行役員の新陣容は、次のとおりとなりました。

執行役員 社 長	磯 昭 男	常 務 員	高 田 博 光
執行役員 副 社 長	鈴 木 完 二	執行役員	緑 川 英 二
専 行 役 務 員	内 山 仁	執行役員	安 達 繁 樹
専 行 役 務 員	西 川 博 隆	執行役員	岩 瀧 清 治
専 行 役 務 員	今 枝 良 三	執行役員	佐 藤 直 樹
専 行 役 務 員	吉 田 信 男	執行役員	早 川 浩
常 行 役 務 員	藤 原 幸 夫	執行役員	大 西 國 雄
常 行 役 務 員	勝 又 和 成	執行役員	藤 井 薫
常 行 役 務 員	尾 形 和 衛	執行役員	南 雲 政 司
常 行 役 務 員	武 川 秀 也	執行役員	廣 兼 新 一

以 上

配当金のお支払について

第89期期末配当金は同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間（平成26年6月30日～平成26年7月31日）内にお近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

また、お振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方にも、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認ください。「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。